

五、第十条第二項を「中国の単位又は個人が外国人、外国企業又は外国のほかの組織に特許出願権又は特許権を譲渡する場合、関係法律、行政法規の規定により、手続きを行うべきである。」に修正した。

六、第十一条第二項を「意匠特許権が付与された後、如何なる単位又は個人が特許権者の許諾を得ずにその特許を実施すること、すなわち、生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造、許諾販売、販売、輸入をしてはならない。」に修正した。

七、第十二条を「如何なる単位又は個人が他人の特許を実施する場合、特許権者と実施許諾契約を締結し、特許権者に特許使用料を支払わなければならない。許諾を受けた人は、契約で規定された以外の如何なる単位又は個人に当該特許の実施を許諾する権利を有しない。」に修正した。

八、第十四条第二項を削除した。

九、一条を増やし、第十五条とする。「特許出願権又は特許権の共有者が権利行使に定めがあれば、その定めに従う。定めがない場合、共有者が単独実施できる又は普通の許諾方式で他人に実施許諾できる。他人に当該特許の実施を許諾する場合、得られた許諾使用料を共有者の間で分配すべきである。

前項規定の状況を除き、共有の特許出願権又は特許権を行使する場合、すべての共有者の同意を得なければならない。」

十、第十五条と第十七条を合わせて、第十七条とする。「発明者又は考案者は特許書類の中に、自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。

特許権者はその特許製品又は当該製品の包装上に、特許表示を明記する権利を有する。」

十一、第十九条第一項を「中国に常駐的な居所又は営業所を有していない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許を出願する場合及びその他の特許事務を行う場合は、法により設立された特許代理機関に委託して処理しなければならない。」に修正した。

第二項を「中国の単位又は個人が国内で特許出願及びその他の特許業務を行う場合は、法により設立された特許代理機関に委託し処理することができる。」に修正した。

十二、第二十条第一項を「如何なる単位又は個人は中国で完成した発明創造又は実用新案を外国に特許出願する場合、最初に国務院特許行政部門に守秘審査してもらわなければならない。守秘審査の手続き、期限などは、国務院の規定により執行される。」に修正した。

一項を増やし、第四項とする。「本条第一項の規定に違反して外国に特許出願された発明又は実用新案について、中国で特許出願する場合、特許権を付与しない。」

十三、第二十一条に一項を増やし、第二項とする。「国務院特許行政部門は、完全で、正確で、かつ、適時に特許情報を公布し、特許公報を定期に出版すべきである。」

十四、第二十二条第二項を「新規性とは、当該発明又は実用新案は従来技術に属しなく、如何なる単位又は個人により出願日前に同様の発明又は実用新案を国務院特許行政部門に出願されたこともなく、かつ、出願日以後に公開された特許出願書類又は公告された特許書類に記載されていないことをさす。」に修正した。

第三項を「創造性とは、従来技術に比べ、当該発明に際立った実質的特徴及び顕著な進歩があり、その実用新案に実質的な特徴と進歩があるという。」に修正した。

一項を増やし、第五項とする。「本法でいう従来技術は、出願日前に国内外で、既に公衆に知られている技術を指す。」

十五、第二十三条を「特許権付与された意匠は、従来意匠に属しなく、如何なる単位又は個人により、出願日前に同様の意匠を国务院特許行政部門に出願されたこともなく、かつ、出願日以後に公告された特許書類に記載されたこともない。

特許権付与された意匠は従来設計又は従来設計特徴の組み合わせと比べ、明確な区別を有すべきである。

特許権付与された意匠は他人の出願日前に得られた合法権利と衝突してはならない。

本法でいう従来設計は、出願日前に国内外で公衆に知られている設計を指す。」

十六、第二十五条第一項に一つの項目を増やし、第（六）項とする。「平面印刷物の図案、色彩又は二つの組み合わせに行われた主に標識役割を果たす設計」

十七、第二十六条第二項を「願書には、発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願者氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。」に修正した。

第四項を「請求の範囲は明細書を依拠とし、特許保護請求の範囲を明確で、簡潔に限定すべきである。」に修正した。

一項を増やし、第五項とする。「遺伝資源に依存して完成された発明創造は、出願人が出願書類において当該遺伝資源の直接出所と元の出所を説明しなければならない；出願人が元の出所を説明できない場合、理由を陳述すべきである。」

十八、第二十七条を「意匠特許権の出願には、願書、当該意匠の図面又は写真及び当該意匠に対する簡潔な説明などの書類を提出しなければならない。」

「出願人が提出された関係図面又は写真は保護請求する製品の意匠を明確に示さなければならない。」に修正した。

十九、第三十一条第二項を「一件の意匠特許出願は、一つの意匠に限るべきである。同一製品の二つ以上の類似意匠、又は同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる二つ以上の意匠は、一件の出願として提出できる。」に修正した。

二十、第四十七条第二項を「特許権無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民法院が出しかつすでに執行している特許権侵害の判決、調停書、すでに履行又は強制執行されている特許権侵害紛争の処理決定、及びすでに履行されている特許実施許諾契約又は特許譲渡契約に対しては、遡及力を有しない。但し、特許権者の悪意により他人に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。」に修正した。

第三項を「前項の規定に従い、特許権侵害賠償金、特許使用料、特許権譲渡料を返還せず、明らかに公平原則に違反する場合、全額又は一部を返還しなければならない。」に修正した。

二十一、第四十八条を「以下の状況の一つがある場合、国务院特許行政部門が実施条件を有する単位又は個人の申請により、発明又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

（一）特許権者が特許権が付与された日より3年満了し、かつ出願日より4年満了して、

正当な理由がなく、その特許を実施していないまたは十分に実施していないもの。

（二）特許権者の特許権行使の行為が、法律により、独占行為だと判断され、当該行為による競争への不利影響を取り消す又は弱めるためであるもの。」に修正した。

二十二、一条を増やし、第五十条とする。「公衆の健康を目的として、特許権を取得した薬品につき、国務院特許行政部門は、製造かつ中華人民共和国が参加した関係国際条約の規定に符合した国又は地域への輸出の強制許諾を与えることができる。」

二十三、一条を増やし、第五十二条とする。「強制許諾の発明創造は半導体技術に係る場合、その実施が公衆の利益を目的とする状況と本法第四十八条第（二）項に規定される状況に限られる。」

二十四、一条を増やし、第五十三条とする。「本法第四十八条第（二）項、第五十条に規定された強制許諾を与えるのを除き、強制許諾の実施は主に国内市場を供給するためであるべきである。」

二十五、第五十一条を第五十四条に改め、「本法第四十八条第（一）項、第五十一条の規定により、強制許諾を申請する単位又は個人が、合理的条件で特許権者に、その特許の実施許諾を請求し、合理的期間内にその許諾を取得できなかった旨の証明を提出しなければならない。」に修正した。

二十六、第五十四条を第五十七条に改め、「強制実施許諾を取得した単位又は個人は、特許権者に合理的な使用料を支払わなければならない、又は、中華人民共和国が参加した関係国際条約の規定により使用料に関する問題を処理する。使用料を納付する場合、その金額は双方が協議する。双方の協議が成立しない場合、国務院特許行政部門が裁定する。」に修正した。

二十七、第五十六条を第五十九条に改め、「発明特許又は実用新案の権利の保護範囲は、その請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び図面を請求の範囲の内容の解釈に用いることができる。

意匠権の保護範囲は、図面又は写真で示された当該製品の意匠を基準とし、簡潔な説明は図面又は写真が示した当該製品の意匠の解釈に用いることができる。」に修正した。

二十八、第五十七条第二項を第六十一条に改め、「特許権侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許に係わる場合は、同様の製品を製造する単位又は個人がその製品の製造方法が特許の方法と違うことの証明を提供しなければならない。

特許権侵害紛争が実用新案特許又は意匠特許に係わる場合、人民法院又は特許管理部門は特許権者又は利害関係者に、国務院特許行政部門より関係実用新案又は意匠を調査、分析及び評価して作成された特許権評価報告を出すよう要求し、特許権侵害紛争の審理、処理の証拠とすることができる。」に修正した。

二十九、一条を増やし、第六十二条とする。「特許権侵害紛争中、権利侵害と指摘された人は証拠を挙げて、その実施した技術又は設計が従来技術又は従来設計であると証明する場合、特許権侵害にならない。」

三十、第五十八条、第五十九条を合わせて、第六十三条とする。「特許を盗用した場合、法により民事責任を負わせるほか、特許業務管理部門により盗用を是正し、かつ、それを公告することを命じられる。盗用による違法所得は没収され、同時に違法所得の 4 倍以下

の罰金が併科されることもある。違法所得がない場合は、20 万元以下の罰金が科される。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任が追及される。」に修正した。

三十一、一条を増やし、第六十四条とする。「特許業務管理部門が既に取得した証拠により、特許盗用嫌疑行為を処理する場合、関係当事者に尋ねることができ、違法嫌疑行為に係る関係状況を調査することができる。当事者の違法嫌疑行為に係る場所に対し、現地検査できる。違法嫌疑行為に係る契約書、レシート、帳簿及びその他の関係資料を閲覧し、コピーすることができる。違法嫌疑行為に関係ある製品を検査し、特許盗用と証明する証拠を有する製品に対し、差し押さえる又は留置することができる。

特許業務管理部門が法により前項の職権を行使する場合、当事者が協力、配合すべきで、拒絶、阻害してはいけない。」

三十二、第六十条を第六十五条に改め、「特許権侵害の賠償額は、特許権者が権利侵害行為に蒙る実際損失により決められる。実際損失の確定が難しい場合、権利侵害者が権利侵害により得た利益によって決められる。特許権者が被った損失又は権利侵害者が得た利益の確定が難しい場合は、当該特許ライセンスのロイヤルティの妥当な倍数を参照し、合理的に確定する。賠償額は特許権者が権利侵害行為を制止するのに支払う合理費用を含むべきである。

特許権者が被った損失、権利侵害者が権利侵害により得た利益及び当該特許ライセンスのロイヤルティの確定が困難な場合、人民法院が特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状などの要因により、1 万元以上 100 万元以下の賠償を与えることが確定できる」に修正した。

三十三、第六十一条を第六十六条に改め、「特許権者又は利害関係人は、他人が当該特許権の侵害行為を実施しており、又は、実施しようとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的権益が補おうがない損害を受ける場合は、その訴訟の提起前、人民法院に関係行為の停止命令を発する措置を採るよう要請することができる。

請求人が請求を提出する場合、担保を提出しなければならない。担保を提供しない場合は、請求を却下される。

人民法院は請求を受理した後、48 時間以内に裁定を出さなければならない。特殊状況により、延長が必要である場合、48 時間を延長できる。関係行為の停止命令を発した場合、即時に執行しなければならない。当事者は裁定に不服がある場合、再議を一回請求できる。再議期間中に裁定の執行を停止しない。

人民法院が関係行為の停止命令を発する措置を取った日より 15 日以内に、請求人が提訴しなかった場合は、人民法院はその措置を解除しなければならない。

請求に誤りがある場合、請求人は被請求人に関係行為の停止による損失を賠償しなければならない。」に修正した。

三十四、一条を増やし、第六十七条とする。「特許侵害行為を制止するために、証拠消滅の可能性がある又は将来の取得が困難であるとき、特許権者又は利害関係者は提訴前に、人民法院に証拠の保全を請求することができる。

人民法院は保全措置を取るには、請求人に担保の提供を命じることができる。請求人が担保を提供しない場合は、請求を却下する。

人民法院は請求を受理した後、48 時間以内に裁定を出さなければならない。保全措置の実施を裁定した場合は、即時に執行を行わなければならない。

人民法院が保全措置を行った後 15 日以内に、請求人が提訴しなかった場合は、人民法院はその措置を解除しなければならない。」

三十五、第六十三条第一項を第六十九条に改め、第（一）項を「特許製品又は特許方法により直接得られた製品が特許権者又は特許権者の許諾を得た単位又は個人により、販売された後、当該製品を使用、許諾販売、販売、輸入した場合」に修正した。

一項を増やし、第（五）項とする。「行政審批に必要な情報を提出するには、特許薬品又は医療器械を製造、使用、輸入した場合、また、専門的にその単位又は個人に特許薬品又は特許医療器械を製造する場合。」

三十六、第六十三条第二項を第七十条に改め、「生産営業を目的として、特許権者の許諾を受けずに製造され、かつ、販売されたと分かっていない特許権侵害製品を使用、許諾販売又は販売した場合、その製品の合法的な供給源を証明することができる場合、賠償責任を負わない。」に修正した。

本決定は 2009 年 10 月 1 日より実行する。

『中華人民共和国特許法』は本決定に応じて修正し、かつ条文の順序を相応する調整をして、改めて公布する。

『中華人民共和国特許法』 修正前後対照表

(条目中の太字部分は元の法律条文に対する修正又は補充内容である)

修正前	修正後
第1章 総則 第1条 発明創造の特許権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の普及応用に有利な環境を作りし、科学技術の進歩と革新を促進し、社会主義現代化建設の需要に適応するため、特に本法を制定する。 第2条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案、意匠を指す。 第3条 国務院特許行政部門は全国の特許事務の管理に責任を負い、特許出願を統一的に受理及び審査し、法により特許権を付与する。 省、自治区、直轄市人民政府の特許事務管理部門は、当該行政区域内の特許管理事務に責任を負う。 第4条 特許を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関係規定に基づき処理する。	第1章 総則 第1条 特許権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を促進し、革新能力を高め、科学技術の進歩及び経済社会发展を促進するため、本法を制定する。 第2条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改良に提出された新しい技術方案を言う。 実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせに提出された実用に適する新しい技術方案を言う。 意匠とは、製品の形状、図案又はその組み合わせ及び色彩と形状、図面の組み合わせに作成された美観に富むかつ工業応用に適する新しい設計を言う。 第3条 国務院特許行政部門は全国の特許事務の管理に責任を負い、特許出願を統一的に受理及び審査し、法により特許権を付与する。 省、自治区、直轄市人民政府の特許事務管理部門は、当該行政区域内の特許管理事務に責任を負う。 第4条 特許を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関係規定に基づき処理する。

第5条

国の法律、社会公衆道徳に違反する、又は公共利益を妨害する発明創造に対しては、特許権を付与しない。

第6条

所属先の職務を遂行し又は主に所属先の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の特許出願の権利は所属先に帰属し、出願が認可された後、所属先を特許権者とする。

非職務発明創造については、特許出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された後、当該発明者又は考案者を特許権者とする。

所属先の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造であって、所属先と発明者又は考案者間に契約があり、特許出願の権利及び特許権の帰属について取り決めがあるものは、その取り決めに従う。

第7条

発明者又は考案者の非職務発明の特許出願に対しては如何なる単位又は個人も規制してはならない。

第8条

二つ以上の単位又は個人が協力して完成させた発明創造、一つの単位又は個人がその他の単位又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別途協定がある場合を除き、特許出願の権利は単独で完成又は共同で完成させた単位又は個人に帰属し、出願が認可された後、出願した単位又は個人が特許権者となる。

第9条

二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが特許を出願した場合、特許権はもっとも先に出願した人に付与される。

第5条

法律、社会公衆道徳に違反する、又は公共利益を妨害する発明創造に対しては、特許権を付与しない。

法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得する又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造に対しては、特許権を付与しない。」に修正した。

第6条

所属先の職務を遂行し又は主に所属先の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の特許出願の権利は所属先に帰属し、出願が認可された後、所属先を特許権者とする。

非職務発明創造については、特許出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された後、当該発明者又は考案者を特許権者とする。

所属先の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造であって、所属先と発明者又は考案者間に契約があり、特許出願の権利及び特許権の帰属について取り決めがあるものは、その取り決めに従う。

第7条

発明者又は考案者の非職務発明の特許出願に対しては如何なる単位又は個人も規制してはならない。

第8条

二つ以上の単位又は個人が協力して完成させた発明創造、一つの単位又は個人がその他の単位又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別途協定がある場合を除き、特許出願の権利は単独で完成又は共同で完成させた単位又は個人に帰属し、出願が認可された後、出願した単位又は個人が特許権者となる。

第9条

同様の発明創造には一つの特許権しか付与できない。ところが、同一出願人が同日に同様の発明創造につき実用新案と発明とを出願し、先に登録された実用新案特許権がまだ終

第 10 条

特許出願権及び特許権は譲渡することができる。

中国の単位又は個人が外国人に特許出願権又は特許権を譲渡する場合、必ず国務院の関係主管部門の認可を経なければならない。

特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面での契約書を締結し、かつ国務院特許行政部門に登録しなければならず、国務院特許行政部門がこれを公告する。特許出願権又は特許権の譲渡は登記日から有効となる。

第 11 条

発明及び実用新案の権利が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、如何なる単位又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施すること、即ち、生産経営を目的として、その特許製品を製造、使用、許諾販売、販売、輸入すること、又はその特許方法を使用すること、又は当該特許方法により直接獲得した製品を使用、許諾販売、販売、輸入してはならない。

意匠特許権が付与された後、如何なる単位又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施すること、即ち生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造、販売、輸入してはならない。

第 12 条

如何なる単位又は個人も他人の特許を実施する場合、特許権者と書面での実施許諾契約を締結し、特許権者に特許使用料を支払わなければならない。許諾を受けた人は、契約で規定された以外の如何なる単位又は個人にも当該特許の実施を許諾する権利を有しない。

第 13 条

発明の出願公開後、出願者はその発明を実施

わっていないく、かつ出願者が当該実用新案特許権の放棄を声明する場合、発明特許権が付与できる。

二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが特許を出願した場合、特許権はもっとも先に出願した人に付与される。

第 10 条

特許出願権及び特許権は譲渡することができる。

中国の単位又は個人が外国人、**外国企業又は外国のほかの組織**に特許出願権又は特許権を譲渡する場合、**関係法律、行政法規の規定により、手続きを行うべきである。**

特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面での契約書を締結し、かつ国務院特許行政部門に登録しなければならず、国務院特許行政部門がこれを公告する。特許出願権又は特許権の譲渡は登記日から有効となる。

第 11 条

発明及び実用新案の権利が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、如何なる単位又は個人が特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施すること、即ち、生産経営を目的として、その特許製品を製造、使用、許諾販売、販売、輸入すること、又はその特許方法を使用すること、又は当該特許方法により直接獲得した製品を使用、許諾販売、販売、輸入してはならない。

意匠特許権が付与された後、如何なる単位又は個人が特許権者の許諾を得ずにその特許を実施すること、すなわち、生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造、**許諾販売**、販売、輸入をしてはならない。

第 12 条

如何なる単位又は個人も他人の特許を実施する場合、特許権者と実施許諾契約を締結し、特許権者に特許使用料を支払わなければならない。許諾を受けた人は、契約で規定された以外の如何なる単位又は個人にも当該特許の実施を許諾する権利を有しない。

第 13 条

発明の出願公開後、出願者はその発明を実施

する単位又は個人に相当額の費用を支払うよう要求することができる。

第 14 条

国有企業事業単位の発明特許につき、国の利益又は公共の利益にとって重大意義を有するものは、国務院関係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は国務院の認可を得て、合理的な範囲内で普及及び応用することを決定でき、指定された単位に実施を許諾することができる。実施単位は国の規定に基づき、特許権者に使用料を支払う。

中国集団所有制単位及び個人の発明特許で、国の利益又は公共の利益に対して重大に意味を持ち、普及及び応用の必要がある場合は、前項の規定を参照して処理する。

第 15 条

特許権者はその特許製品又は当該製品の包装上に、特許表示又は特許番号を明記する権利を有する。

第 16 条

特許権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与えなければならない。発明創造が実施された後、その普及・応用の範囲及び取得した経済効果に基づき、発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。

第 17 条

発明者又は考案者は特許書類の中に、自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。

第 18 条

中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国

する単位又は個人に相当額の費用を支払うよう要求することができる。

第 14 条

国有企業事業単位の発明特許につき、国の利益又は公共の利益にとって重大意義を有するものは、国務院関係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は国務院の認可を得て、合理的な範囲内で普及及び応用することを決定でき、指定された単位に実施を許諾することができる。実施単位は国の規定に基づき、特許権者に使用料を支払う。

第 15 条

特許出願権又は特許権の共有者が権利行使に定めがあれば、その定めに従う。定めがない場合、共有者が単独実施できる又は普通の許諾方式で他人に実施許諾できる。他人に当該特許の実施を許諾する場合、得られた許諾使用料を共有者の間で分配すべきである。

前項規定の状況を除き、共有の特許出願権又は特許権を行使する場合、すべての共有者の同意を得なければならない。

第 16 条

特許権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与えなければならない。発明創造が実施された後、その普及・応用の範囲及び取得した経済効果に基づき、発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。

第 17 条

発明者又は考案者は特許書類の中に、自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。

特許権者はその特許製品又は当該製品の包装上に、特許表示を明記する権利を有する。

第 18 条

中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国

で特許を申請する場合、その所属国と中国の間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づき処理する。

第 19 条

中国に常駐的な居所又は営業所を有していない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許を出願する場合及びその他の特許事務を行う場合は、国務院特許行政部門が指定した特許代理機関に委託して処理しなければならない。

中国の単位又は個人が国内で特許出願及びその他の特許業務を行う場合は、特許代理機関に委託し処理することができる。

特許代理機関は法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託により特許出願又はその他の特許事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、特許出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。特許代理機関の具体的管理方法は国務院が規定する。

第 20 条

中国の単位又は個人が国内で完成した発明創造を外国で特許出願する場合は、先ず国務院特許行政部門に特許出願し、その指定した特許代理機関に委託して処理し、かつこの法律の第 4 条の規定を遵守しなければならない。

中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加入している関係国際条約に基づき、特許の国際出願を出すことができる。出願者が特許の国際出願を出す場合、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院特許行政部門は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づき特許の国際出願を処理する。

第 21 条

国務院特許行政部門及びその特許審判委員会は、客観的、公正、正確、適時な要求に基づ

で特許を申請する場合、その所属国と中国の間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づき処理する。

第 19 条

中国に常駐的な居所又は営業所を有していない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許を出願する場合及びその他の特許事務を行う場合は、**法により設立された**特許代理機関に委託して処理しなければならない。

中国の単位又は個人が国内で特許出願及びその他の特許業務を行う場合は、**法により設立された**特許代理機関に委託し処理することができる。

特許代理機関は法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託により特許出願又はその他の特許事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、特許出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。特許代理機関の具体的管理方法は国務院が規定する。

第 20 条

如何なる単位又は個人は中国で完成した発明創造又は実用新案を外国で特許出願する場合、最初に国務院特許行政部門に守秘審査してもらわなければならない。守秘審査の手続き、期限などは、国務院の規定により執行される。

中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加入している関係国際条約に基づき、特許の国際出願を出すことができる。出願者が特許の国際出願を出す場合、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院特許行政部門は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づき特許の国際出願を処理する。

本条第一項の規定に違反して外国で特許出願された発明又は実用新案について、中国で特許出願する場合、特許権を付与しない。

第 21 条

国務院特許行政部門及びその特許審判委員会は、客観的、公正、正確、適時な要求に基づ

き、法により関係特許の出願及び請求を処理しなければならない。

特許出願が公開又は公告されるまで、国务院特許行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。

第2章 特許権付与の条件

第22条

特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を具備していなければならない。

新規性とは、出願日前に同様の発明又は実用新案が国内外の出版物上で公開発表されたり、国内で公開使用されたことがなく、又はその他の方式で公衆の知るところとなっておらず、また同様の発明又は実用新案が他人より国务院特許行政部門に出願されたこともなく、かつ出願日以降に公開された特許出願書類に記載されていないことを指す。

創造性とは、出願日前にすでにあった技術と比べ、当該発明に際立った実質的特徴と顕著な進歩があり、当該実用新案に実質的特徴と進歩があることを指す。

実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。

第23条

意匠権付与された意匠については、出願日前に国内外出版物上で公開発表された又は国内で公開使用されたことのある意匠と同一又は類似しておらず、かつ他人が先に得られた合法的権利と衝突してはならない。

き、法により関係特許の出願及び請求を処理しなければならない。

国务院特許行政部門は、完全で、正確で、かつ、適時に特許情報を公布し、特許公報を定期に出版すべきである。

特許出願が公開又は公告されるまで、国务院特許行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。

第2章 特許権付与の条件

第22条

特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を具備していなければならない。

新規性とは、**当該発明又は実用新案は従来技術に属しなく、如何なる単位又は個人により出願日前に同様の発明又は実用新案を国务院特許行政部門に出願されたこともなく、かつ出願日以降に公開された特許出願書類又は公告された特許書類に記載されていないことを指す。**

創造性とは、**従来技術に比べ、当該発明に際立った実質的特徴及び顕著な進歩があり、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。**

実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。

本法でいう従来技術は、出願日前に国内外で、既に公衆に知られている技術を指す。

第23条

意匠権付与された意匠については、**従来意匠に属しなく、如何なる単位又は個人より、出願日前に同様の意匠を国务院特許行政部門に出願されたこともなく、かつ、出願日以後に公告された特許書類に記載されたこともない。**

特許権付与された意匠は従来設計又は従来設計特徴の組み合わせと比べ、明確な区別を有するべきである。

特許権付与された意匠は他人の出願日前に得られた合法的権利と衝突してはならない。

本法でいう従来設計は、出願日前に国内外

第 24 条

特許出願する発明創造について、出願日前 6 ヶ月以内に、以下の状況の一つがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

(1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。

(2) 規定の学術会議或いは技術会議上で初めて発表された場合。

(3) 他人が出願者の同意を得ずに、その内容を暴露した場合。

第 25 条

以下に掲げる各項目には特許権を付与しない。

(1) 科学上の発見

(2) 知的活動の規則及び方法

(3) 疾病の診断及び治療方法

(4) 動物と植物の品種

(5) 原子核変換方法を用いて取得した物質

前項第(4)項目で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。

第 3 章 特許の出願**第 26 条**

発明又は実用新案の特許の出願には、願書、明細書及びその概要、権利要求書などの書類を提出しなければならない。

願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は考案者の氏名、出願者氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。

明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした、明確で完全な説明を行い、必要な時には、図面を添付しなければならない。要約書は、発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明していなければならない。

請求の範囲は明細書を依拠とし、特許保護請求の範囲について説明しなければならない。

で公衆に知られている設計を指す。

第 24 条

特許出願する発明創造について、出願日前 6 ヶ月以内に、以下の状況の一つがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

(1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。

(2) 規定の学術会議或いは技術会議上で初めて発表された場合。

(3) 他人が出願者の同意を得ずに、その内容を暴露した場合。

第 25 条

以下に掲げる各項目には特許権を付与しない。

(1) 科学上の発見

(2) 知的活動の規則及び方法

(3) 疾病の診断及び治療方法

(4) 動物と植物の品種

(5) 原子核変換方法を用いて取得した物質

(6) 平面印刷物の図案、色彩又は二つの組み合わせに行われた主に標識役割を果たす設計

前項第(4)項目で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。

第 3 章 特許の出願**第 26 条**

発明又は実用新案の特許の出願には、願書、明細書及びその概要、権利要求書などの書類を提出しなければならない。

願書には、発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願者氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。

明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした、明確で完全な説明を行い、必要な時には、図面を添付しなければならない。要約書は、発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明していなければならない。

請求の範囲は明細書を依拠とし、特許保護請求の範囲を明確、簡潔で制限すべきである。

遺伝資源に依存して完成された発明創造

第 27 条

意匠特許権の出願には、願書及び当該意匠の図面又は写真などの書類を提出し、かつ当該意匠を使用する製品及びその所属する類別を明記しなければならない。

第 28 条

国務院特許行政部門が、特許出願書を受け取った日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、郵送した消印日を出願日とする。

第 29 条

出願者は発明又は実用新案が外国で初めて特許出願された日から 12 ヶ月以内に、又は意匠が外国で初めて特許出願された日から 6 ヶ月以内に、中国で再び同様の主題について特許を出願する場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認める原則に従い、優先権を享有することができる。

出願者は発明又は実用新案が中国で初めて特許出願された日から 12 ヶ月以内に、国務院特許行政部門に同様の主題について特許を出願する場合、優先権を享有することができる。

第 30 条

出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面での声明を出し、かつ 3 ヶ月以内に最初に提出した特許出願書類の副本を提出しなければならない。書面での声明を出さず又は期限を過ぎても特許出願書類の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。

第 31 条

一件の発明又は実用新案の出願は、一つの発明又は実用新案に限るべきである。一つの総体的発明構想の二つ以上の発明又は実用新案は、

は、出願人が出願書類において当該遺伝資源の直接出所と元の出所を説明しなければならない；出願人が元の出所を説明できない場合、理由を陳述すべきである。

第 27 条

意匠特許権の出願には、願書及び当該意匠の図面又は写真及び当該意匠に対する簡潔な説明などの書類を提出しなければならない。

出願人が提出された関係図面又は写真が保護請求する製品の意匠をはっきり示しなければならない。

第 28 条

国務院特許行政部門が、特許出願書を受け取った日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、郵送した消印日を出願日とする。

第 29 条

出願者は発明又は実用新案が外国で初めて特許出願された日から 12 ヶ月以内に、又は意匠が外国で初めて特許出願された日から 6 ヶ月以内に、中国で再び同様の主題について特許を出願する場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認める原則に従い、優先権を享有することができる。

出願者は発明又は実用新案が中国で初めて特許出願された日から 12 ヶ月以内に、国務院特許行政部門に同様の主題について特許を出願する場合、優先権を享有することができる。

第 30 条

出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面での声明を出し、かつ 3 ヶ月以内に最初に提出した特許出願書類の副本を提出しなければならない。書面での声明を出さず又は期限を過ぎても特許出願書類の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。

第 31 条

一件の発明又は実用新案の出願は、一つの発明又は実用新案に限るべきである。一つの総体的発明構想の二項目以上の発明又は実用新案

一件の出願として提出することができる。

一件の意匠特許出願は、一種類の製品に使用される一つの意匠に限るべきである。同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる意匠は、一件の出願として提出できる。

第 32 条

出願者は特許権が付与されるまでは、その特許出願を随時取り下げることができる。

第 33 条

出願者はその特許出願書類に対し修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する特許申請書類の修正は、元の説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならず、意匠に対する特許出願書類の修正は、元の図面又は写真で表示された範囲を超えてはならない。

第 4 章 特許出願の審査と認可

第 34 条

国務院特許行政部門は発明特許の出願を受け取った後、予備審査を経て本法の要求に符合していると認めた場合、出願日から満 18 ヶ月後に公開する。国務院特許行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。

第 35 条

発明特許出願の出願日から三年以内に、国務院特許行政部門は、出願者が随時提出した請求に基づき、その出願に対し実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

国務院特許行政部門は必要と認める時に、自ら発明特許出願に対し実体審査を行うことができる。

第 36 条

発明特許の出願者が実体審査を請求した時には、出願日前におけるその発明に関する参考資料を提出しなければならない。

発明特許についてすでに外国で出願が提出

は、一件の出願として提出することができる。

一件の意匠特許出願は、一つの意匠に限るべきである。同一製品の二つ以上の類似意匠、又は同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる 2 つ以上の意匠は、一件の出願として提出できる。

第 32 条

出願者は特許権が付与されるまでは、その特許出願を随時取り下げることができる。

第 33 条

出願者はその特許出願書類に対し修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する特許申請書類の修正は、元の説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならず、意匠に対する特許出願書類の修正は、元の図面又は写真で表示された範囲を超えてはならない。

第 4 章 特許出願の審査と認可

第 34 条

国務院特許行政部門は発明特許の出願を受け取った後、予備審査を経て本法の要求に符合していると認めた場合、出願日から満 18 ヶ月後に公開する。国務院特許行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。

第 35 条

発明特許出願の出願日から三年以内に、国務院特許行政部門は、出願者が随時提出した請求に基づき、その出願に対し実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

国務院特許行政部門は必要と認める時に、自ら発明特許出願に対し実体審査を行うことができる。

第 36 条

発明特許の出願者が実体審査を請求した時には、出願日前におけるその発明に関する参考資料を提出しなければならない。

発明特許についてすでに外国で出願が提出

されている場合、国務院行政部門は出願者に指定期限内に、当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

第 37 条

国務院特許行政部門は発明特許出願に対し実体審査を行った後、本法の規定に符合していないと認める場合、出願者に通知しなければならない。指定する期限内に意見陳述を行う、又はその出願に対し修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

第 38 条

発明特許の出願について出願者が意見陳述又は修正を行った後、国務院特許行政部門が尚本法の規定に符合していないと認める場合、拒絶しなければならない。

第 39 条

発明特許の出願が実体審査を受け、拒絶する理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は発明特許権を付与する決定を出し、発明特許証書を交付し、同時に登記して公告する。発明特許権は公告日から有効となる。

第 40 条

実用新案及び意匠の特許出願が予備審査を受け、拒絶する理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は実用新案特許権又は意匠特許権を付与する決定を出し、相応する特許証書を交付し、同時に登記して公告する。実用新案特許権及び意匠特許権は公告日から有効となる。

第 41 条

国務院特許行政部門は特許審判委員会を設置する。特許出願者は国務院特許行政部門の出願拒絶の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に、特許審判委員会に審判を請求することができる。特許審判査委員会は審判した後決定を出し、かつ特許出願者

されている場合、国務院行政部門は出願者に指定期限内に、当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

第 37 条

国務院特許行政部門は発明特許出願に対し実体審査を行った後、本法の規定に符合していないと認める場合、出願者に通知しなければならない。指定する期限内に意見陳述を行う、又はその出願に対し修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

第 38 条

発明特許の出願について出願者が意見陳述又は修正を行った後、国務院特許行政部門が尚本法の規定に符合していないと認める場合、拒絶しなければならない。

第 39 条

発明特許の出願が実体審査を受け、拒絶する理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は発明特許権を付与する決定を出し、発明特許証書を交付し、同時に登記して公告する。発明特許権は公告日から有効となる。

第 40 条

実用新案及び意匠の特許出願が予備審査を受け、拒絶する理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は実用新案特許権又は意匠特許権を付与する決定を出し、相応する特許証書を交付し、同時に登記して公告する。実用新案特許権及び意匠特許権は公告日から有効となる。

第 41 条

国務院特許行政部門は特許審判委員会を設置する。特許出願者は国務院特許行政部門の出願拒絶の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に、特許審判委員会に審判を請求することができる。特許審判査委員会は審判した後決定を出し、かつ特許出願者

に通知する。

特許出願者は特許審判査委員会の審判決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から３ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第５章 特許権の存続期間、消滅、無効

第４２条

発明特許権の期限は２０年とし、実用新案特許権と意匠特許権の期限は１０年とし、ともに出願日から計算するものとする。

第４３条

特許権者は特許権を付与された年から年費を納め始めなければならない。

第４４条

以下の状況の一つがある場合、特許権は期限満了前に消滅するものとする。

(１) 規定に基づき年費を納付していない場合。

(２) 特許権者が書面での声明を以てその特許権を放棄した場合。

特許権が期限満了以前に消滅する場合、國務院特許行政部門が登記及び公告する。

第４５条

國務院特許行政部門が特許権付与を公告した日から、如何なる単位又は個人も当該特許権の付与が本法の関係規定に符合していないと認めた場合、特許審判委員会に当該特許権の無効を宣告するよう請求することができる。

第４６条

特許審判委員会は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び特許権者に通知しなければならない。特許権の無効宣告が決定された場合、國務院特許行政部門が登記及び公告する。

特許審判委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から３ヶ月以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者と

に通知する。

特許出願者は特許審判査委員会の審判決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から３ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第５章 特許権の存続期間、消滅、無効

第４２条

発明特許権の期限は２０年とし、実用新案特許権と意匠特許権の期限は１０年とし、ともに出願日から計算するものとする。

第４３条

特許権者は特許権を付与された年から年費を納め始めなければならない。

第４４条

以下の状況の一つがある場合、特許権は期限満了前に消滅するものとする。

(１) 規定に基づき年費を納付していない場合。

(２) 特許権者が書面での声明を以てその特許権を放棄した場合。

特許権が期限満了以前に消滅する場合、國務院特許行政部門が登記及び公告する。

第４５条

國務院特許行政部門が特許権付与を公告した日から、如何なる単位又は個人も当該特許権の付与が本法の関係規定に符合していないと認めた場合、特許審判委員会に当該特許権の無効を宣告するよう請求することができる。

第４６条

特許審判委員会は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び特許権者に通知しなければならない。特許権の無効宣告が決定された場合、國務院特許行政部門が登記及び公告する。

特許審判委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から３ヶ月以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者と

して訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第 47 条

無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものと見なされる。

特許権無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民法院が出しかつすでに執行している特許権侵害の判決及び裁定、すでに履行又は強制執行されている特許権侵害紛争の処理決定、及びすでに履行されている特許実施許諾契約又は特許譲渡契約に対しては、遡及力を有しない。但し、特許権者の悪意により他人に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。

前項の規定に従い、特許権者又は特許譲渡人が特許実施の許諾を受けた人又は特許権譲渡者に特許使用料又は特許権譲渡料を返還せず、明らかに公平原則に違反する場合、特許権者又は特許権譲渡人は、特許実施の許諾を受けた人又は特許権譲受人に特許使用料又は特許権譲渡料の全額又は一部を返還しなければならない。

第 6 章 特許強制実施の許諾

第 48 条

実施条件を有する単位が、合理的な条件で発明又は実用新案の特許権者に、その特許の実施許諾を請求し、合理的な期間内にこれらの許諾が受けられなかった時には、国務院特許行政部門が当該単位の申請により、当該発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

第 49 条

国に緊急事態又は非常事態が発生した場合、又は公共の利益のために、国務院特許行政部門は発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

して訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第 47 条

無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものと見なされる。

特許権無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民法院が出しかつすでに執行している特許権侵害の判決、**調停書**、すでに履行又は強制執行されている特許権侵害紛争の処理決定、及びすでに履行されている特許実施許諾契約又は特許譲渡契約に対しては、遡及力を有しない。但し、特許権者の悪意により他人に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。

前項の規定に従い、**特許権侵害賠償金**、特許使用料、特許権譲渡料を返還せず、明らかに公平原則に違反する場合、全額又は一部を返還しなければならない。

第 6 章 特許強制実施の許諾

第 48 条

以下の状況の一つがある場合、国務院特許行政部門が**実施条件を有する単位又は個人**の申請により、発明又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

(一) 特許権者が特許権が付与された日より 3 年満了し、かつ出願日より 4 年満了して、正当な理由がなく、その特許を実施していない又は十分に実施していないもの。

(二) 特許権者の特許権行使の行為が、法律により、独占行為だと判断され、当該行為による競争への不利影響を取り消す又は弱めるためであるもの。

第 49 条

国に緊急事態又は非常事態が発生した場合、又は公共の利益のために、国務院特許行政部門は発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

第 50 条 特許権を取得した発明又は実用新案が以前にすでに特許権を取得済みの発明又は実用新案と比べ、経済意義が顕著な重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院特許行政部門は、後の特許権者の申請に基づき、前の発明又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。 前項の規定に基づき強制実施許諾が与えられた状況において、国務院特許行政部門は、前の特許権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。 第 51 条 本法の規定により強制実施許諾を申請する単位又は個人は、合理的条件で特許権者と実施許諾契約を締結できなかった証明を提出しなければならない。 第 52 条 国務院特許行政部門は、出した強制実施許諾の決定については、適時特許権者に通知し、か	第 50 条 公衆の健康を目的として、特許権を取得した薬品につき、国務院特許行政部門は、製造かつ中華人民共和国が参加した関係国際条約の規定に符合した国又は地域に輸出する強制許諾を与えることができる。 第 51 条 特許権を取得した発明又は実用新案が以前にすでに特許権を取得済みの発明又は実用新案と比べ、経済意義が顕著な重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院特許行政部門は、後の特許権者の申請に基づき、前の発明又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。 前項の規定に基づき強制実施許諾が与えられた状況において、国務院特許行政部門は、前の特許権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。 第 52 条 強制許諾の発明創造は半導体技術に係る場合、その実施が公衆の利益を目的とする状況と本法第四十八条第（二）項に規定される状況に限られる。 第 53 条 本法第四十八条第（二）項、第五十条に規定された強制許諾を与えるのを除き、強制許諾の実施は主に国内市場を供給するためであるべきである。 第 54 条 本法第四十八条第（一）項、第五十一条の規定により、強制許諾を申請する単位又は個人が、合理的条件で特許権者に、その特許の実施許諾を請求し、合理的期間内にその許諾を取得できなかった旨の証明を提出しなければならない。 第 55 条 国務院特許行政部門は、出した強制実施許諾の決定については、適時特許権者に通知し、か
---	---

つ登記し公告しなければならない。

強制実施許諾の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生していない時、国務院特許行政部門は、特許権者の請求に基づき、審査を経た後、強制実施許諾を中止する決定を出さなければならない。

第 53 条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を享受せず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。

第 54 条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、特許権者に合理的な使用料を支払わなければならない。その金額は双方が協議する。双方の協議が成立しない場合、国務院特許行政部門が裁定する。

第 55 条

特許権者が国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する決定に対し不服がある場合、及び特許権者と強制実施許諾を取得した単位及び個人が、国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服がある場合は、通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第 7 章 特許権の保護

第 56 条

発明特許又は実用新案の権利の保護範囲は、その請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び図面を請求の範囲の解釈に用いることができる。

意匠権の保護範囲は、図面又は写真で示された当該意匠に係る製品を基準とする。

第 57 条

特許権者の許諾を受けずにその特許を実施

つ登記し公告しなければならない。

強制実施許諾の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生していない時、国務院特許行政部門は、特許権者の請求に基づき、審査を経た後、強制実施許諾を中止する決定を出さなければならない。

第 56 条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を享受せず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。

第 57 条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、特許権者に合理的な使用料を支払わなければならない。又は、中華人民共和国が参加した関係国際条約の規定により使用料に関する問題を処理する。使用料を納付する場合、その金額は双方が協議する。双方の協議が成立しない場合、国務院特許行政部門が裁定する。

第 58 条

特許権者が国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する決定に対し不服がある場合、及び特許権者と強制実施許諾を取得した単位及び個人が、国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服がある場合は、通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第 7 章 特許権の保護

第 59 条

発明特許又は実用新案の権利の保護範囲は、その請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び図面を請求の範囲の内容の解釈に用いることができる。

意匠権の保護範囲は、図面又は写真で示された当該製品の意匠を基準とし、簡潔な説明は図面又は写真が示した当該製品の意匠の説明に用いることができる。

第 60 条

特許権者の許諾を受けずにその特許を実施

する、即ちその特許権を侵害し、紛糾を引き起こした場合、当事者が協議して解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴えを提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求めることもできる。特許事務管理部門が処理する時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受け取った日から15日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴えを提起せず、権利侵害行為も停止しない場合は、特許事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許事務管理部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。

特許権侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許に係わる場合、同様の製品を製造する単位又は個人がその製品の製造方法が特許の方法と違うことの証明を提供しなければならない。特許権侵害紛争が実用新案特許に係わる場合、人民法院又は特許管理部門は、特許権者に対し、国務院特許行政部門が作成された検索報告を出すよう要求することができる。

第58条

他人の特許を盗用した場合、法により民事責任を負わせるほか、特許事務管理部門により盗用を是正し、かつ、それを公告することを命じ

する、即ちその特許権を侵害し、紛糾を引き起こした場合、当事者が協議して解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴えを提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求めることもできる。特許事務管理部門が処理する時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受け取った日から15日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴えを提起せず、権利侵害行為も停止しない場合は、特許事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許事務管理部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。

第61条

特許権侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許に係わる場合、同様の製品を製造する単位又は個人がその製品の製造方法が特許の方法と違うことの証明を提供しなければならない。

特許権侵害紛争が実用新案特許又は意匠特許に係わる場合、人民法院又は特許管理部門は特許権者又は利害関係者に、国務院特許行政部門より関係実用新案又は意匠を調査、分析及び評価して作成された特許権評価報告を出すよう要求し、特許権侵害紛争の審理、処理の証拠とすることができる。

第62条

特許権侵害紛争中、権利侵害と指摘された人は証拠を挙げて、その実施した技術又は設計が従来技術又は従来設計であると証明する場合、特許権侵害にならない。

第63条

特許を盗用した場合、法により民事責任を負わせるほか、特許業務管理部門により盗用を是正し、かつ、それを公告することを命じられる。

られる。盗用による違法所得を没収され、同時に違法所得の3倍以下の罰金を併科されることもある。違法所得がない場合は、5万元以下の罰金に科される。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任が追及される。

第59条

非特許製品を特許製品と偽った場合、又は、非特許方法を特許方法と偽った場合は、特許事務管理部门により虚偽を是正し、かつ、それを公告することを命じられる。同時に、5万元以下の罰金が併科されることもできる。

第60条

特許権侵害の賠償額は、特許権者が権利侵害行為に蒙る損失又は権利侵害者が権利侵害により得た利益によって決められる。特許権者が被った損失又は権利侵害者が得た利益の確定が難しい場合は、当該特許ライセンスのロイヤルティの妥当な倍数を参照し、合理的に確定する。

盗用による違法所得は没収され、同時に違法所得の4倍以下の罰金が併科されることもある。違法所得がない場合は、20万元以下の罰金が科される。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任が追及される。

第64条

特許業務管理部门が既に取得した証拠により、特許盗用嫌疑行為を処理する場合、関係当事者に尋ねることができ、違法嫌疑行為に係る関係状況を調査することができる。当事者の違法嫌疑行為に係る場所に対し、現地検査できる。違法嫌疑行為に係る契約書、レシート、帳簿及びその他の関係資料を閲覧し、コピーすることができる。違法嫌疑行為に関係ある製品を検査し、特許盗用と証明する証拠を有する製品に対し、差し押さえる又は留置することができる。

特許業務管理部门が法により前項の職権を行使する場合、当事者が協力、配合すべきで、拒絶、阻害してはいけない。

第65条

特許権侵害の賠償額は、特許権者が権利侵害行為に蒙る**実際損失**により決められる。**実際損失の確定が難しい場合**、権利侵害者が権利侵害により得た利益によって決められる。**特許権者が被った損失又は権利侵害者が得た利益の確定が難しい場合は**、当該特許ライセンスのロイヤルティの妥当な倍数を参照し、合理的に確定する。賠償額は特許権者が権利侵害行為を制止するのに支払う合理費用を含むべきである。

特許権者が被った損失、権利侵害者が権利侵害により得た利益及び当該特許ライセンスのロイヤルティの確定が困難な場合、人民法院が特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状などの要因により、1万元以上100万元以

第 61 条

特許権者又は利害関係者は、他人が当該特許権の侵害行為を実施しており、又は実施しようとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的権益が補おうがない損害を受ける場合は、その訴訟の提起前に、人民法院に侵害行為の停止と財産保全命令を発する措置を採るよう要請することができる。

人民法院は前項申請を処理する際、『中華人民共和国民事訴訟法』第 93 条から第 96 条及び第 99 条の規定を適用する。

下の賠償を与えることが確定できる

第 66 条

特許権者又は利害関係人は、他人が当該特許権の侵害行為を実施しており、又は、実施しようとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的権益が補おうがない損害を受ける場合は、その訴訟の提起前、人民法院に侵害行為の停止命令を発する措置を採るよう要請することができる。

請求人が申請を提出する場合、担保を提出しなければならない。担保を提供しない場合は、請求を却下される。

人民法院は請求を受理した後、48時間以内に裁定を出さなければならない。特殊状況により、延長が必要である場合、48時間を延長できる。関係行為の停止命令を発した場合、即時に執行しなければならない。当事者は裁定に不服がある場合、再議を一回請求できる。再議期間中に裁定の執行を停止しない。

人民法院が関係行為の停止命令を発する措置を取った日より15日以内に、請求人が提訴しなかった場合は、人民法院はその措置を解除しなければならない。

請求に誤りがある場合、請求人は被請求人の関係行為の停止による損失を賠償しなければならない。

第 67 条

特許侵害行為を制止するために、証拠消滅の可能性のある又は将来の取得が困難であるとき、特許権者又は利害関係者は提訴前に、人民法院に証拠の保全を請求することができる。

人民法院は保全措置を取るには、請求人に担保の提供を命じることができる。請求人が担保を提供しない場合は、請求を却下する。

人民法院は請求を受理した後、48時間以内に裁定を出さなければならない。保全措置の実施を裁定した場合は、即時に執行を行わなければならない。

人民法院が保全措置を行った後 15 日以内に、請求人が提訴しなかった場合は、人民法院はその措置を解除しなければならない。

第 62 条

特許権侵害の訴訟時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得た日より起算するものとする。

発明特許の出願公開から特許付与までの間に、当該発明を使用して適当額の使用料を支払っていない場合、特許権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は 2 年とし、特許権者は他人がその発明を使用していることを知った又は知り得た日より起算する。但し、特許権者が特許付与日以前に知った又は知り得た場合は、特許権付与日より起算する。

第 63 条

以下の状況の一つがあるものは、特許権侵害とは見なさない。

(1) 特許権者が製造、輸入した又は特許権者の許諾を受けて製造、輸入した特許製品又は特許方法により直接得られた製品が販売された後、当該製品を使用、許諾販売又は販売するもの。

(2) 特許出願日前にすでに同様の製品を製造し、同様の方法を使用し、又はすでに製造、使用のための必要な準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用するもの。

(3) 臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国輸送手段が、その所属国と中国間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、または互惠の原則に従い、輸送手段自身の必要のためにその装置と設備において関係特許を使用するもの。

(4) 専ら科学研究と実験のために特に関係特許を使用するもの。

特許権者の許諾を受けずに製造され、かつ、販売された特許製品又は特許方法により直接得られた製品であることを知らずに、それを生産経営を目的として使用又は販売したが、その製品の合法的な供給源を証明することができる場合、賠償責任を負わない。

第 68 条

特許権侵害の訴訟時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得た日より起算するものとする。

発明特許の出願公開から特許付与までの間に、当該発明を使用して適当額の使用料を支払っていない場合、特許権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は 2 年とし、特許権者は他人がその発明を使用していることを知った又は知り得た日より起算する。但し、特許権者が特許付与日以前に知った又は知り得た場合は、特許権付与日より起算する。

第 69 条

以下の状況の一つがあるものは、特許権侵害とは見なさない。

(1) 特許製品又は特許方法により直接得られた製品が**特許権者又は特許権者の許諾を得た単位又は個人により**、販売された後、当該製品を使用、許諾販売、販売、**輸入**した場合

(2) 特許出願日前にすでに同様の製品を製造し、同様の方法を使用し、又はすでに製造、使用のための必要な準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用するもの。

(3) 臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国輸送手段が、その所属国と中国間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、または互惠の原則に従い、輸送手段自身の必要のためにその装置と設備において関係特許を使用するもの。

(4) 専ら科学研究と実験のために特に関係特許を使用するもの。

(5) 行政審批に必要な情報を提出するには、**特許薬品又は医療器械を製造、使用、輸入した場合、また、専門的にその単位又は個人に特許薬品又は特許医療器械を製造する場合。**

第 70 条

生産営業を目的として、特許権者の許諾を受けずに製造され、かつ、販売されたと分かっている**特許権侵害製品を使用、許諾販売又は販売した場合、その製品の合法的な供給源を証明することができる場合、賠償責任を負わな**

第 64 条

この法律の第 20 条の規定に違反して外国に特許を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所属先または上級主管機関が行政処分を与え、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 65 条

発明者又は考案者の非職務発明創造の特許出願権及び本法で規定するその他の權益を奪い取った場合、所在単位又は上級主管機関が行政処分を与える。

第 66 条

特許事務管理部門は、社会に向けて特許製品等を推薦する経営活動に関与してはならない。
特許事務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が改正するよう命じ、影響を排除し、違法収入がある場合は没収し、情状が重い場合は、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を与える。

第 67 条

特許管理事務に従事する国家公務員及びその他の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。

第 8 章 附則**第 68 条**

国務院特許行政部門に特許を出願し、及びその他の手続きをとる場合、規定に基づき料金を納めなければならない。

第 69 条

この法律は 1985 年 4 月 1 日より施行する。

い。

第 71 条

この法律の第 20 条の規定に違反して外国に特許を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所属先または上級主管機関が行政処分を与え、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 72 条

発明者又は考案者の非職務発明創造の特許出願権及び本法で規定するその他の權益を奪い取った場合、所在単位又は上級主管機関が行政処分を与える。

第 73 条

特許事務管理部門は、社会に向けて特許製品等を推薦する経営活動に関与してはならない。
特許事務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が改正するよう命じ、影響を排除し、違法収入がある場合は没収し、情状が重い場合は、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を与える。

第 74 条

特許管理事務に従事する国家公務員及びその他の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。

第 8 章 附則**第 75 条**

国務院特許行政部門に特許を出願し、及びその他の手続きをとる場合、規定に基づき料金を納めなければならない。

第 76 条

この法律は 1985 年 4 月 1 日より施行する。